

勉強が全然足りない！

第3回目(3年目)の「くらしの足をみんなで考える全国フォーラム2014」が、今年は東洋大学で11月8日(土)、9日(日)の両日に渡って開かれた。今回のフォーラムのメディアパートナーである東京交通新聞から、多分初めての「号外」も発行された。270名近い参加者は、それぞれ多岐に渡る領域の人々であった。



もちろんタクシー事業者もいるが、国、自治体の人、大学の先生、学生、研究者、関の方、バス、鉄道事業者、NPOの方など、「くらしの足をみんなで考える」に相応しい、多様な方達の熱気あふれるフォーラムであった。筆者もヒヨクな縁から、第一回目からの実行委員の末席を汚しているが、様々な意味で本当に勉強になる。「タクシー業に特化したソフトラウス」として、タクシー業界に浸りきっているが、

「くらしの足」＝地域公共交通という枠組みで考えると、自分の狭さや勉強不足を強く感ずる。とりあえずタクシー業界にかかわるものとして、法律の関心事は2002年の規制緩和に踏み切った道路運送法、2009年の特措法の「適正化と活性化」、さらに昨年の11月に成立した改正特措法の、より規制が強化された「特別監視地域」の設定(未だ地域は特定されていないが)についてだ。おりしも11

清野吉光氏のコラム 第72回

団塊 耕 志 録

清野 吉光(きよの よしみつ) 略歴

1950年 長野県四賀村生まれ、松本深志高校卒業。1968年上智大学外国学部ロシア語科入学、1971年 中退。その後印刷関係など様々な職業に従事。1976年清水市の日の丸交通入社。1980年静岡市内の事務機器センターに入社。1982年システムオリジンを仲間と創業、専務取締役。1992年代表取締役社長就任。2000年(株)タクシーサイト創立、現取締役会長。2007年タクシーアシスト代表取締役社長に新任。現在に至る。



地域公共交通の胎動

月7日に全タク連の事業者大会が岡山で開かれ、タクシー事業者の方の関心もその辺に集中していたのではないかと思う。しかし、事業者大会で田端自動車局長が講演された内容は、もちろんタクシー業界の関心時には言及されたが、結論は明示されなかった。そして交通政策基本法の成立、また11月20日より改正地域公共交通活性化再生法の施行が行われるとの言及があった。が、悲しいかな筆者には、その意味や意義が、殆ど理解できていなかった。その意味が理解できたのは、この「くらしの足をみんなで考える全国フォーラム」初日の加藤博和名古屋大学準教授の講演を聞いた時である。

加藤先生の講演

この講演のテーマは「地域公共交通の現場は、激変する制度をどう使いこなすか?」そして副題として「交通政策基本法・地域公共交通活性化再生法・タクシー特措法・地方分権一括法を

踏まえて」である。どの法律も名前だけは聞いた事はあるが、タクシー特措法以外は、その新しい法律の意味や影響について何も理解していなかった事を、講演の聴く中で感じざるを得なかった。「地域公共交通の現場はすでに変わり始めているんだ!いや、変わり始めていると言うより、変わっている法的、制度的枠組みはすでに準備されたんだ!」と、突如気付いた。そして全タク連の事業者大会で配られた国土交通省の分厚い資料に改めて目を通して見ると「豊かな未来社会に向けた自動車行政の新たな展開に関する小委員会(確か加藤先生もこの小委員会のメンバーの筈)の中間整理に向けた論点整理という文書があり、タクシーを含む「地域公共交通のあり方」のデザインが示されている。このデザインは「国土のグランドデザイン」「交通政策基本計画」「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014」の構想を踏まえて出されたもの様だ。こうしたデザインは所

詮実現不可能な官僚の作文として受け止められがちだが、しかし、この構想の下に、法律が作られ、制度が変わって行くのだ。タクシー業界もこれと無縁ではいられない。むしろ、この動きを先取りし、積極的に自分のビジネスの発展に活用すべきではないかと思う。逆にすでに、事実上地方分権が行われ、あらゆる地域公共交通のビジネスモデルが（それが利用者、行政、事業者にとって有意義であるならば）実現可能な法的、制度的枠組みが用意されており、その実現に向けて、意志と創意と汗のみが問われている時代に入ってきているのだと思う。

以前から総合生活移動産業というビジョンを口走り、「ITで総合生活移動産業創造のお役に立つ」と高唱しながら、現実の「激変する制度」の進展にも気付かず、恥ずかしい限りである。もともと現場、現実を知らねばならないと、そしてもともとと勉強もしなくはないけないと、改めて強く感じた次第。

静岡市民の暮らしの足を考える研究会

そうした無知にも拘わらず、自然発生的に、まず地元静岡の地で、「総合生活移動産業創造」の第一歩として、静岡地域の「暮らしの足」の問題を考える研究会の設立を、弊社内田常務を中心に準備させて貰っている。たまたま弊社の内田常務が前職で静岡市役所の様々の部署の人と接点があり、移動IIおでかけの問題で困難を抱える人たちのお役に立つ仕組みを立ち上げたい、その為に利用者、移動事業者や企業、大学など



のネットワークを作るコーディネーター役を勤めたい旨、申し出たところ、とりあえず、観光についていくつかの課題を抱えているので、そこから辺から取り組んで行きますよという事になった。たまたま静岡大学の先生の知己も得て、静岡大学のフューチャーセンターという学生が地域の課題に取り組み、地域の住民や事業者、行政と一緒に、その課題解決に取り組むテーマの一つとして静岡の観光が取り上げられる事になった。

少なくとも今までの感触では、静岡市の担当者（観光の部署らしい）は「地域公共交通活性化再生法」の事は知らないのではないかなと思うが、こちらも知らなかったのだから大きな事は言えない。しかし、11月20日に改正された法律が施行され、今の様々なアイディアを「網形成計画」として作り込んでいけば、そう簡単ではないだろうが、静岡における公共交通の立ち上げ実験にはなる。

国土交通省の認識では、

地方の交通事業は、すでに収益事業としては成りたたくなり、公共事業として地方自治体が住民、事業者と協力しながら、「暮らしの足」を確保していく、その為に実質的に権限を地方自治体に委譲する仕組みを作った。しかしこの試みがうまくいくためには、形式的な法律や制度の整備だけでは果たせず、行政、住民、事業者を問わず「思いのある人」が、「創意」と「実行力」を持って奮闘せねば実現出来るものではないと、今回のフォーラムで教えて頂いた。オ

リジンもそういう面での能力はいざ知らず、「思い」だけはあるのでは！と信じているので、是非この「激変する制度」をチャンスに変えて、静岡地域の公共交通の発展にお役に立ちたいと思う。それが引いては、全国のタクシー事業者のお役に立ちにつながるのでは、と信じている。来年の「くらしの足をみんなで考える全国フォーラム2015」で、少しでもその成果を発表できれば、嬉しい…。

(2014年11月9日記)

タクシー買取専門店だから出来る高価買取

LPG、ガソリン、過走行、低年式等でも大丈夫!

株式会社ジェット

☎ 03-6454-9896

〒174-0041 東京都板橋区舟渡 1-15-9 ブローブ浮間舟渡 101 FAX: 03-6454-9994 東京都公安委員会 第305561207814号